79～86　［略］

87　法別表第一の四十七の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一　略］

二　高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）第三条第五項の受給事由の消滅の確認

三　［略］

88～121　［略］

122　法別表第一の五十七の二十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

123　法別表第一の五十七の三十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～七　略］

124　法別表第一の五十七の三十一の項の総務省令で定める事務は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第一項の規定による指示に基づき行う予防接種を受けると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

125　法別表第一の五十七の三十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

126　法別表第一の五十七の三十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～七　略］

127　法別表第一の五十七の三十四の項の総務省令で定める事務は、調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第三条の二第一項の調理師試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答とする。

128　法別表第一の五十七の三十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　略］

129　法別表第一の五十七の三十六の項の総務省令で定める事務は、製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第四条第一項の製菓衛生師試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答とする。

130　法別表第一の五十七の三十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

131　法別表第一の五十七の三十八の項の総務省令で定める事務は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第八条第一項の建築物環境衛生管理技術者試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答とする。

132　法別表第一の五十七の三十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　略］

133　法別表第一の五十七の四十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

134　法別表第一の五十七の四十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　略］

74～81　［同上］

82　［同上］

［一　同上］

［新設］

二　［同上］

83～116　［同上］

117　法別表第一の五十七の二十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

118　法別表第一の五十七の二十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～七　同上］

119　法別表第一の五十七の三十の項の総務省令で定める事務は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第一項の規定による指示に基づき行う予防接種を受けると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

120　法別表第一の五十七の三十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

121　法別表第一の五十七の三十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～七　同上］

122　法別表第一の五十七の三十三の項の総務省令で定める事務は、調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第三条の二第一項の調理師試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答とする。

123　法別表第一の五十七の三十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　同上］

124　法別表第一の五十七の三十五の項の総務省令で定める事務は、製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第四条第一項の製菓衛生師試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答とする。

125　法別表第一の五十七の三十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

126　法別表第一の五十七の三十七の項の総務省令で定める事務は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第八条第一項の建築物環境衛生管理技術者試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答とする。

127　法別表第一の五十七の三十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　同上］

128　法別表第一の五十七の三十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

129　法別表第一の五十七の四十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　同上］